

大分県構想区域地域医療構想調整会議設置要綱

(設置)

第1条 大分県は、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の14の規定に基づき、構想区域（同法第30条の4第2項第7号に規定する「構想区域」をいう。）ごとに、将来の病床数の必要量を達成するための方策その他の地域医療構想（同号に規定する「地域医療構想」をいう。以下同じ。）の達成を推進するために必要な協議を行うため、大分県構想区域地域医療構想調整会議（以下「構想区域調整会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 構想区域調整会議は、次の事項について所掌する。

- (1) 地域医療構想の策定に関する協議
- (2) 地域の病院及び有床診療所が担うべき病床機能に関する協議
- (3) 病床機能報告制度による情報等の共有
- (4) 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第4条の規定に基づく都道府県計画に盛り込む事業に関する協議
- (5) 外来医療に係る医療提供体制の確保に関する協議
- (6) その他の地域医療構想の達成の推進に関する協議

(委員)

第3条 構想区域調整会議は、次に掲げる者のうちから大分県知事が委嘱する者を委員として組織する。

- (1) 診療に関する学識経験者の団体
- (2) その他の医療関係者
- (3) 医療保険者
- (4) その他の関係者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長及び副議長)

第5条 構想区域調整会議に議長及び副議長を置く。

- 2 議長及び副議長は、委員の互選によって定める。
- 3 議長は、会務を総理し、構想区域調整会議を代表する。
- 4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 副議長は、議長が議事に関し直接の利害関係者となる場合には、当該議事に関し、その職務を代理する。

(設置期間)

第6条 構想区域調整会議の設置期間は、この要綱の施行の日から地域医療構想の達成までとする。

(会議)

第7条 構想区域調整会議は議長が招集する。

- 2 構想区域調整会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 議長は委員の代理を認めることができる。
- 4 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

第8条 構想区域調整会議に、専門の事項を調査審議させるため、議長が必要と認めるときは、部会を置くことができる。

(庶務)

第9条 構想区域調整会議の庶務は、福祉保健部医療政策課及び大分県が設置する各保健所において行う。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、構想区域調整会議の運営に関し必要な事項は、議長が構想区域調整会議に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年6月25日から施行する。
- 2 地域医療構想が策定されるまでの間、第1条に規定する「構想区域」を「二次医療圏」と読み替える。

附 則

この要綱は、令和元年6月20日から施行する。